

# 二戸市空き家等対策計画《令和元年度～令和5年度》の概要

## ① 計画策定の趣旨

- 1 放置されたままの空き家や所有者等が遠方に住んでいる空き家など市民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼすことが考えられる。
- 2 平成27年5月に法律全面施行、平成30年4月には条例施行。

## ②-1 現状把握 人口等の推移

【人口】(国勢調査、社人研)

H27 27,611人 ⇒ R17 19,258人

【高齢化率】

H27 33.2% ⇒ R17 44.4%

【15歳未満】

H27 11.3% ⇒ R17 9.0%

## ②-2 住宅総数と空き家数の推移

・住宅総数 12,520戸(H25 12,130戸)

・空き家数 2,440戸(H25 2,080戸)

・空き家率 19.5%(H25 17.1%)

県平均 16.1%(H25 13.8%)

※ H30年住宅土地統計調査

## ②-3 空き家実態調査結果

H28市消防団の協力による調査

福岡 128 石切所 122 斗米 112

堀野 30 仁左平 28 金田一 170

御返地 110 浄法寺 141 計 841戸

## ③ 空き家等対策における課題

- 1 人口減少、高齢化の進行による空き家等のさらなる増加の懸念
- 2 所有者等が遠隔地居住・高齢等の場合の空き家等の適正管理
- 3 管理不全な空き家等への対応
- 4 まちづくりと一体となる空き家の活用促進の取り組み

## ④ 空き家等対策に係る基本方針

- 1 所有者等の責務である空き家等の管理を法及び条例に基づき、適正管理を促す。
- 2 利活用可能な空き家は、まちづくりの資源とし、地域の活性化や街の魅力創出のため、活用や流通促進に向けた検討を進める。
- 3 計画の対象地区は市内全域とする。「歩道が狭い」「児童等の歩行者が多い」「車の通行量が多い」ことなどから、適正管理については「二戸パークホテル～岩谷橋」「盛岡信用金庫～長嶺」を重点対象地区とし、同エリアの活用促進も重点的に検討する。
- 4 計画期間は5年とする。令和2年度は実施計画を策定する。

## ⑤ 基本方針に基づく具体的な取り組み

- 1 快適な住環境の保全のため、空き家等の適正管理と管理不全な空き家等対策の推進
- 2 空き家を活用した新たなまちづくりのため、空き家等の活用促進

### ⑤-1《空き家等の適正管理》

#### 1 所有者責務の周知

出前講座、カシオペアFM、市広報による周知に加え、固定資産税納税通知書送付の際の空き家管理啓発チラシ同封等による市民等への情報提供。

#### 2 支援体制の整備

所有者等への助言や支援体制づくりのため、H30に連携協定を締結した、シルバー人材センター、商工会、社会福祉協議会との取り組みの強化。

#### 3 管理不全な空き家等への対応

管理不全な空き家等へは、法及び条例に基づき、適切に対応。除却等の意向確認し、支援を講じる。

また、危険度判定として、国のガイドラインに基づき、建築士会と連携し、安全な環境維持に努める。

#### 4 地域版空き家マップ

社会福祉協議会と連携し、浄法寺地区4地区でマップ作成を試行。

### ⑤-2《空き家等の活用促進》

#### 1 空き家等の活用促進

不動産関係団体等と連携を図り、推進体制について検討。

#### 2 所有者意向調査

空き家等の売却や賃借についての意向調査アンケートを行い、不動産関係者と情報共有し、有効活用策に繋げる。

#### 3 空き家バンク制度

空き家物件情報を市ホームページ等で提供し、市場への流通促進を図る「空き家バンク」を創設し、所有者等と購入等希望者のマッチングを推進する。

#### 4 まちづくり資源としての活用

街の賑わい創出や高齢者・子育て世代などの支援として活用可能な空き家について、関係機関が連携して取り組み、街の魅力創出のための検討を進める。